○福岡県警察交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について（通達）

平成７年１２月１８日

福岡県警察本部内訓第３１号

この度、「交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について」（昭和５７年福岡県警察本部内訓第２１号）の全部を改正し、平成８年３月１日から施行することとしたので、要綱の趣旨及び目的を踏まえ、交番・駐在所連絡協議会が一層効果的に運営されるよう努められたい。

記

第１　趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の活動を組織的かつ効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第２　連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番又は駐在所（以下「交番等」という。）の所管区において、地域住民並びに所管区内の事業所、商店等及び所管区に関係する公的機関、団体等に勤務する者（以下「地域住民等」という。）の日常生活に身近な犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止、被害の拡大防止及び回復並びに被疑者の早期検挙を図るため、地域住民等から意見、要望等を広く聴取して、警察と地域住民等が相互に対応策を検討し、協議し、及び協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ることを目的とする。

第３　連絡協議会

１　設置

連絡協議会は、原則として、交番等の各所管区を単位として設置するものとする。

２　名称

連絡協議会の名称は、当該交番等の名称を冠するものとする。

３　組織

連絡協議会は、委員及び運営担当者（以下「構成員」という。）をもって構成するものとする。

４　委員の選定

（１）　委員は、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く選定するものとする。

（２）　委員の人数は、おおむね１０人とする。ただし、所管区の実情や当該交番等の勤務体制に応じて変更することができる。

（３）　（２）の場合において、委員のうちおおむね半数は、次に掲げる者の中から選

定するよう配意するものとする。

ア　自治会、町内会等地域自治組織の役員

イ　自治体又は公的機関の職員

ウ　防犯協会、交通安全協会等の公益的団体の関係者

エ　その他ボランティア活動を行う団体又は公益的団体の関係者

5　委員の任期

委員の任期は、おおむね２年とし、再任を妨げないものとする。

6　運営担当者

（1）　運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の交番等の勤務員全員をもって充てるものとする。

（2）　運営担当者は、随時、委員その他の参加者を訪問し、必要事項の連絡に当たるものとする。

7　運営責任者

（1）　運営責任者は、交番所長、駐在所長、交番の係長又はこれに代わるべき者の中から警察署長（以下「署長」という。）が指定する者をもって充てるものとする。

（2）　運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

第４　単位連絡協議会

1　設置

第３の１の規定にかかわらず、地域の一体性及び共同性に着目して地域としてのまとまりを尊重する趣旨から、所管区を分割して、又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合は、当該分割し、又は統合する地域を単位とする連絡協議会（以下「単位連絡協議会」という。）を設置することができるものとする。

2　連絡協議会の規定の準用

第３の２から７までの規定（連絡協議会の名称、組織、委員の選定、委員の任期、運営担当者及び運営責任者）は、単位連絡協議会について準用するものとする。

第５　職種等連絡協議会

1　設置

所管区等を単位とせず、職種、地区等に着目して連絡協議会を設置することが効果的と認められる場合は、連絡協議会又は単位連絡協議会のほか、目的等を限定した連絡協議会（以下「職種等連絡協議会」という。）を別に設置することができるものとする。

２　連絡協議会の規定の準用

第３の２から７までの規定（連絡協議会の名称、組織、委員の選定、委員の任期、運営担当者及び運営責任者）は、職種等連絡協議会について準用するものとする。この場合において、第３の４の（１）中「職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く」とあるのは、「その目的等に則して」と読み替えるものとする。

第６　会議

１　会議の種別

連絡協議会（単位連絡協議会又は職種等連絡協議会を含む。以下同じ。）の会議は、定期会議及び臨時会議とする。

２　会議の開催

（１）　定期会議は、警察活動の重点及び地域の行事等を勘案し、所管区の実情に応じて効果的な時機を選定し、あらかじめ策定した年間計画に基づき３か月に１回以上開催するものとする。

（２）　臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要が生じた場合にその都度開催するものとする。この場合において、情報の正確な伝達、緊急時における連絡方法の確立、必要な協力要請等を行い、地域住民等の不安感の解消に努めるほか、地域住民等とともに対策を検討し、及び協議し、その結果を警察活動に反映するよう努めるものとする。

（３）　会議は、構成員のほか、会議のテーマ等に応じて、随時地域住民等の参画を得て開催するものとする。この場合において、委員以外の者に会議の参加を要請するときは、警察署地域課幹部と検討の上会議のテーマにふさわしい者を選考するものとする。

３　会議の連絡協議事項

会議は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する次に掲げる事項について、連絡をするとともに、意見・要望を聞いて相互に必要な検討及び協議を行うものとする。

ア　交番又は駐在所の活動状況

イ　地域住民等に身近な事件、事故等の発生状況

ウ　地域の抱える問題及び行事の進め方

エ　その他地域住民等の意見・要望を踏まえた具体的なテーマ

第７　連絡協議会の運用上の留意事項

１　会議の開催の留意事項

会議の開催に当たっては、交番・駐在所だよりその他の広報紙、統計資料等の効果的な活用に配意すること。

2　要望事項等の措置

要望事項等の措置状況については、速やかに参加者に連絡すること。この場合において、時間を要する問題等については、問題解決活動のテーマを設定し計画的に推進するなど適切な処理を行うこと。

3　活動状況の広報

連絡協議会の活動状況等については、交番・駐在所だよりその他の広報媒体を活用した広報に努めること。

第８　連絡協議会運営支部

1　設置

警察署（福岡空港警察署を除く。以下同じ。）に、交番・駐在所連絡協議会運営支部又は交番連絡協議会運営支部（以下「運営支部」という。）を置く。

2　名称

運営支部の名称は、警察署の名称を冠するものとする。

3　組織

（1）　運営支部は、運営支部長、運営副支部長及び支部運営委員をもって構成する。

（2）　運営支部長には署長を、運営副支部長には副署長、地域管理官及び警察署の地域課（地域部の分掌事務を所掌する課をいう。以下同じ。）を、支部運営委員には警察署課長（地域課の長を除く。）をもって充てる。

（3）　運営支部の庶務は、警察署の地域課において処理する。

4　運営支部の任務

（1）　連絡協議会の運営の指導及び支援に関すること。

（2）　地域住民の意見・要望の把握並びにその問題の解決及び指導に関すること。

（3）　連絡協議会総会の開催に関すること。

（4）　自治体に対する地域安全活動に係る予算の獲得に関すること。

（5）　連絡協議会の実施に関し、功労のあった地域住民等又は交番等勤務員に対する表彰及びその上申に関すること。

（6）　運営支部の運営要領の制定に関すること。

第９　連絡協議会運営本部

1　設置

警察本部に、福岡県警察交番・駐在所連絡協議会運営本部（以下「運営本部」という。）

を置く。

2　運営本部の構成

（1）　運営本部は、運営本部長及び運営委員をもって構成する。

（2）　運営本部長には地域部長を、運営委員には次に掲げる者をもって充てる。

ア　総務部総務課長

イ　総務部被害者支援・相談課長

ウ　総務部会計課長

エ　総務部装備課長

オ　警務部警務課長

カ　警務部教養課長

キ　警務部監察官室長

ク　生活安全部生活安全総務課長

ケ　地域部地域課長

コ　地域部通信指令課長

サ　刑事部刑事総務課長

シ　交通部交通企画課長

ス　警備部公安第一課長

セ　アからスまでに掲げる者のほか、運営本部長が指名する者

3　運営本部の運営

（1）　運営本部長は、必要の都度運営本部を招集し、運営本部の事務を総理する。

（2）　運営本部長は、任務の内容によっては、当該任務に関係する運営委員のみを招集し、運営本部を運営することができる。

（3）　運営本部長に事故があるときは、運営本部長があらかじめ指名する運営委員がその職務を代理する。

（4）　運営委員は、運営本部で検討する必要があると認める事項がある場合は、運営本部長に運営本部の招集を求めることができる。

（5）　運営本部長は、必要があると認めるときは、運営委員以外の者に対し、運営本部への出席を求め、意見を述べさせ、及び必要な資料の提出を求めることができる。

4　運営本部の任務

（1）　連絡協議会及び運営支部に対する指導及び支援に関すること。

（2）　地域安全活動に関する情報の提供に関すること。

（3）　福岡県に対する地域安全活動に係る予算の獲得に関すること。

（４）　連絡協議会の実施に関し、特に功労のあった地域住民等、連絡協議会及び運営支部の表彰に関すること。

第１０　報告等

１　連絡協議会台帳の備付け

運営支部長は、連絡協議会の設置の都度、連絡協議会台帳（様式第１号）を２部作成し、１部を当該交番等に、１部を運営支部にそれぞれ備え付けるものとする。

２　連絡協議会設置・廃止報告

運営支部長は、連絡協議会を設置し、又は廃止したときは、連絡協議会設置・廃止報告書（様式第２号）により、地域部地域課長（以下「本部地域課長」という。）を経由の上地域部長に報告するものとする。

３　定期会議・臨時会議開催結果報告

運営支部長は、定期会議又は臨時会議を開催したときは、定期会議・臨時会議開催結果報告書（様式第３号）により、本部地域課長を経由の上地域部長に報告するものとする。

第１１　関係書類の保存期間

連絡協議会の関係書類の保存期間は、次表のとおりとする。

書類名	保存期間
連絡協議会台帳	永年
連絡協議会設置・廃止報告書	１年
定期会議・臨時会議開催結果報告書	